

平成28年12月5日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 水前寺江津湖公園
- 2 指定管理者 熊本市中央区新市街12番21号
一般社団法人 熊本市造園建設業協会
代表理事 吉村 昌洋
- 3 指 定 期 間 自 平成29年4月1日
至 平成34年3月31日

(提出理由)

水前寺江津湖公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。